

議案第32号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年備前市条例第53号)
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の
職を占める」を「1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時
間勤務職員と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である」に
改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第32号参考資料

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員(1週間当たりの通常の勤務時間が、<u>常時勤務を要する職</u>でその職務が当該短時間勤務職員と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める<u>職員</u>をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>